

湯の郷・雪の郷・りんごの郷

広報

おおわに

2月号
令和5年
(2023年)
No.733

鯨 come 鯨ご入浴者 300万人達成



今月のおもな内容

- ◆ まちの話題 2
- ◆ まちのお知らせ 3
- ◆ 議会だより 12
- ◆ こちら警察・消防! 15
- ◆ 月替わりの掲載コーナー! 16
- ◆ おおわにかわら版 18
- ◆ 大鰐町オリジナル記念ファイルを作りました など 20



大鰐温泉スキー場がオープンしました

大鰐温泉スキー場の開会式が12月18日、大鰐温泉スキー場で開かれました。
 式当日は積雪不足のため、オープン日に滑走できない状況となりました。
 同スキー場指定管理者である東洋建物管理株式会社の七尾嘉信社長は「今年も安全・安心にお客様が利用でき、多くの人に楽しんでもらえるよう、スタッフ一同でがんばっていききたい」と挨拶しました。

町長賞が贈呈されました

令和4年12月3日、4日の2日間にわたり弘果弘前中央青果第3売場で、第76回県りんご品評会が行われました。この品評会で元長峰支会の山田敏彦氏が個人の部の葉とらずふじ部門で『優賞』を受賞したことを受け令和5年1月10日、町長へ受賞を報告し、町長から大鰐町長賞が贈呈されました。
 山田氏は「日頃の努力が報われた。受賞は大変嬉しく思う」と喜びを語っていました。

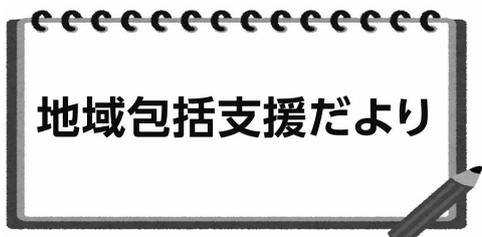


町消防団第9分団がサンタクロース姿で消防団のPR活動を行いました

町消防団第9分団（早瀬野地区）は12月25日、同地区内を回り、消防団のPR活動を行いました。
 このイベントは子供たちに消防団の活動を身近に感じてもらうと企画されたもので、クリスマスに合わせた消防車両を装飾し、団員がサンタクロースとトナカイに仮装し、子供たちへプレゼントを渡したり、車両の前で記念撮影を行いました。

監査委員に選任されました

令和5年第1回町議会臨時会が1月10日に開かれ、須藤尚人議員が議会の同意を得て、町監査委員に選任されました。それに伴い、町監査委員辞令交付式が1月11日、町長室で行われました。
 須藤監査委員は「監査委員として責任をもって頑張っていきたい」と抱負を述べました。
 監査委員は、地方自治法に基づき設置されている独任制の機関で、町の財務事務が適正に執行されているか、不正がないかなど、町長から独立した立場でチェックを行い、公正で効率的な町政運営を確保することを目的としています。



あなたの暮らしを支える 「医療」と「介護」

～病気になっても住み慣れた地域で暮らしたい～

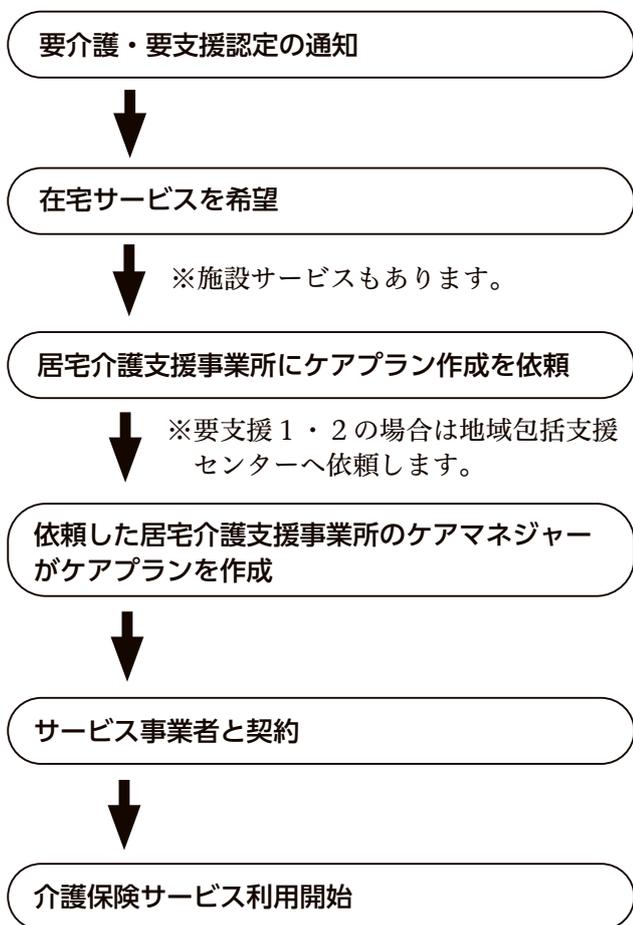
高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護保険制度をはじめとした様々なサービスや支援があります。

広報1月号では、在宅生活に必要な医療に係る情報をお知らせしました。今回は介護に係る情報をお知らせしますので、介護保険制度の仕組みを知って上手に活用しましょう。

●在宅生活を支える「介護」

日常生活で介護が必要になったら「介護保険」を利用しましょう。町の介護保険係に「要介護・要支援認定」の申請をし、認定された区分に応じた介護保険サービスを受けることができます。

<認定の通知からサービス利用開始まで>



<おもな在宅サービス>

訪問介護	ヘルパーによる生活上の介護や支援
訪問入浴介護	自宅に簡易浴槽を搬入するなどして行う入浴介護
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士などによる自宅でのリハビリテーション
訪問看護	医師の指示により看護師などが行う自宅での診療や療養の補助
通所介護	デイサービスセンターにおける日帰りでの食事や入浴などのサービス
通所リハビリテーション	医療機関などにおける日帰りでの日常生活支援やリハビリテーション
ショートステイ	介護老人福祉施設などに短期間入所して行う日常生活支援や機能訓練
住宅改修	手すりの設置や段差解消などの住環境整備
福祉用具貸与	車いすや特殊寝台などのレンタル
福祉用具購入	ポータブルトイレや入浴用いすなどの購入

ケアマネジャーとは

介護の知識を幅広く持った専門職です。介護保険サービスの利用に必要な要介護・要支援認定のための調査や、ケアプランの作成、サービス事業者などとの連絡や調整をします。



■お問合せ

保健福祉課地域包括支援係 ☎55・6569 (直通)

農業を営む皆様へ 必要書類のお忘れにご注意ください！

2月10日（金）から町民税・県民税の申告相談が始まります。
申告相談時には次の資料を確認しますので、あらかじめ準備をお願いします。

●必要書類

収入（売上金額）のわかるもの
①領収書、納品書、請求書、売買仕切書（弘果出荷者）、出荷伝票、精算仮渡金明細書など ②各種補助金の決定通知書
必要経費のわかるもの
①請求書、領収書、証明書 ②農協の経費一覧表 ③農業用に使用している軽自動車税、自動車税、固定資産税の納税通知書、課税明細書 ※昨年、申告相談に来なかった方は次の資料が必要です。 ①前年の農業収支内訳書 ②前年の減価償却資産内訳書

～資料の事前準備のお願い～

農業収入のある方は農業の収支内訳書を作成するため、給与・年金収入のみの方に比べ相談時間が長くなります。
申告相談時間の短縮のため、精算・仮渡金証明書や販売明細の証明書など、事前に取引先（農協、弘果等）から必要書類を取り寄せて申告相談会場へお持ちください。

※資料の不足により内訳が判別できない場合、申告を中断し、改めて受付からやり直しすることになります。

■お問合せ 税務課 ☎55・6562（直通）

【申請は2月末まで】令和4年度大鰐町事業者緊急対策支援給付金

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が悪化した町内の中小企業者及び小規模事業者に対し、経営の安定及び事業の継続を図ることを目的とした支援として大鰐町事業者緊急対策支援給付金を給付します。

●給付対象者

いずれも町内の中小企業者又は小規模事業者であること。（医師、歯科医師、個人の農林業者は、対象外とする。）

- ①町内に本社若しくは本店を有する法人又は町内に事業所を有する個人事業主であること。
- ②令和3年分の確定申告をしており、事業収入額が総収入の5割以上を占めていること。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年10月から令和4年6月の期間で連続する2か月の合計事業収入額が、平成30年10月から令和3年6月までのいずれかの同期の同一事業による合計事業収入額と比較して3割以上減少していること。

- ④給付金の申請日において事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- ⑤大鰐町暴力団排除条例（平成23年大鰐町条例第21号）第2条に規定する暴力団に該当しないこと。

●給付金額

町内に本社若しくは本店を有する法人 20万円
町内に事業所を有する個人事業主 10万円

●申請期限

令和5年2月28日（火）

※申請を検討されている方はお早めに！

※申請は、令和4年度内で1事業者につき1回限りです。

●その他

申請方法及びその他詳細については、町ホームページをご覧ください。



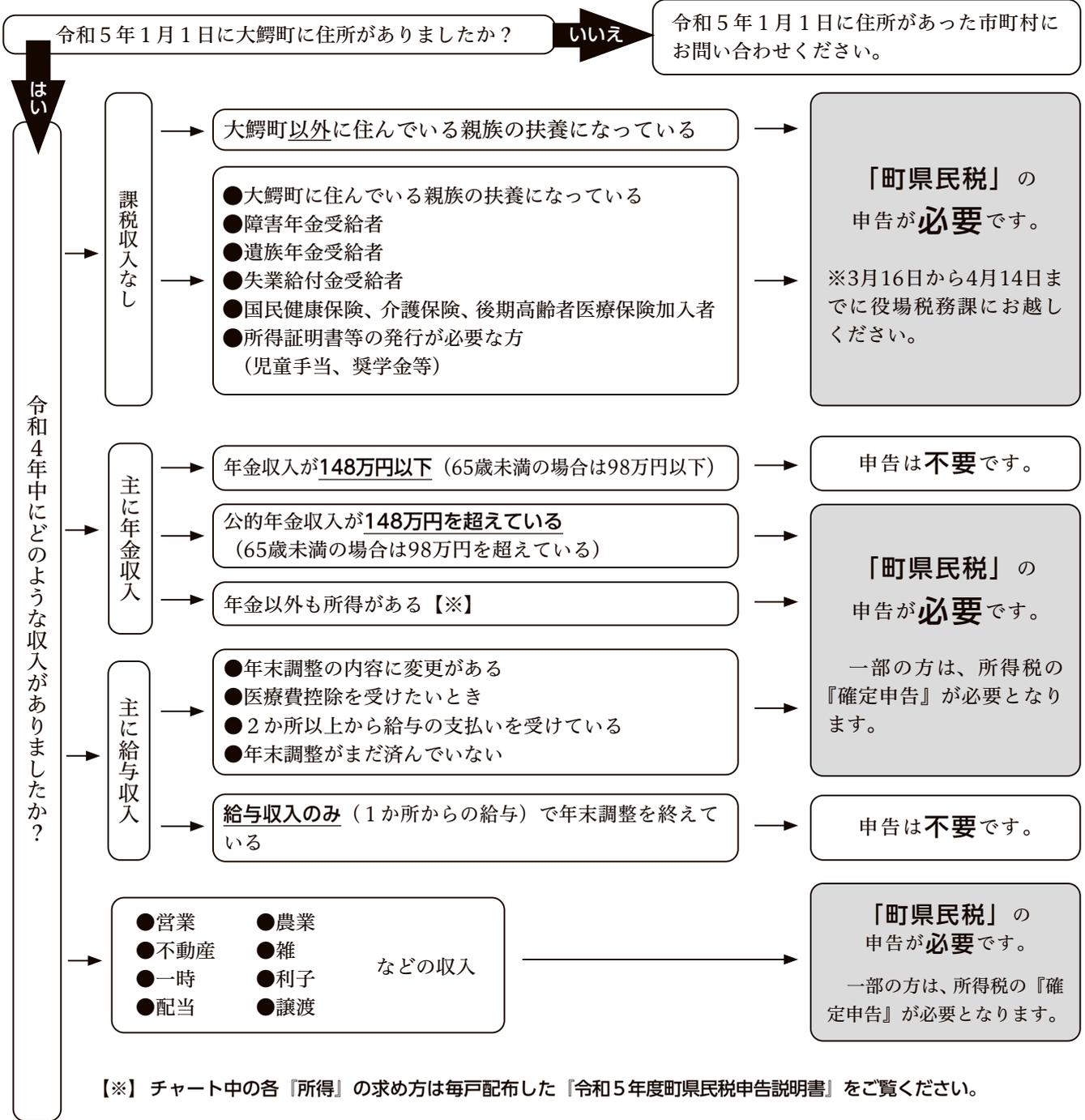
■お問合せ

企画観光課観光商工係 ☎55・6561（直通）

町県民税の申告が必要かチェックしてみましょう

今月から町県民税の申告相談が始まります。下のフローチャートで申告が必要か確認してみましょう。自分に当てはまる矢印を進んでください。なお、表示の年齢は令和5年1月1日現在のものになります。

【注意】チャートは一般的なケースを想定していますので、ご不明な点は税務課 ☎55・6562（直通）までお問い合わせください。



※以下に該当する方は**税務署にて『確定申告』を行う必要**がある方です。

- 青色申告をする方
- 海外での収入がある方
- 令和4年中に住宅の新築や増改築、中古住宅の購入をし、『住宅借入金等特別控除』の対象となる方
- 先物取引を行った方
- 消費税、贈与税、相続税の申告が必要な方

■お問合せ 税務課 ☎55・6562（直通）

令和5年度町民税・県民税申告相談

●とき

令和5年2月10日（金）から3月13日（月）まで

※詳しい日程は1月号広報又は毎戸配布の『令和5年度町県民税申告説明書』をご覧ください。

国民健康保険被保険者のみなさまへ

交通事故など第三者の行為によるケガや病気で国民健康保険を使って治療を受けるときは、必ず国保の窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。

●第三者の行為によるケガ・病気とは？

交通事故（バイクや自転車も含む）、暴力行為、購入食品や飲食店などでの食中毒、他人のペットによる負傷などです。ただし、工作中や通勤中の交通事故などは、労災保険が適用されるため、国保は使用できませんので、その旨を医療機関に申告してください。

●必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください！

交通事故などの第三者行為によりケガや病気をしたときの医療費は、被害者に過失がない場合、加害者が全額負担することが原則です（被害者に過失があった場合は、その割合に応じて加害者から受け取る医療費が減額されます）。しかし、加害者との交渉などで時間がかかる場合もあるため、一時的に国保が医療費を立て替えて、あとで加害者に請求することで、被害者の負担を軽減します。その際、「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、速やかに提出をお願いします。すぐに届出ができない場合は、国保年金係へ電話連絡をお願いします。

●届出に必要なものは？

- ①第三者行為による傷病届
- ②交通事故証明書
- ③事故発生状況報告書



④被保険者の念書

※上記の様式は町HPへ掲載しています。

⑤被保険者証

⑥届出人の個人番号、本人確認書類、印鑑

●なぜ届出が必要なの？

届出がないと、本来加害者が負担する医療費を国保が負担することになります。また、届出が遅れた場合は、国保から加害者への請求が遅れ、国保が医療費を回収できない可能性が高まります。いずれの場合も、国保の負担が増し、国保加入者の保険税の負担増につながってしまいます。

また、加害者との話し合いで示談が成立すると、国保が立て替えた医療費を加害者へ請求できなくなることがあります。その場合、国保は被害者へ医療費を請求することになりますので、示談する前に必ず国保年金係までお知らせください。

●負傷原因調査にご協力ください！

医療機関から町に請求される内容に外傷性による傷病名（打撲・骨折・裂創等）が記載されている方を対象に、「外傷性の傷病に係る負傷原因調査」を行っています。調査依頼が届いた場合は、ご協力くださるようお願いいたします。

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

久吉ダム水道企業団からお知らせ

●冬期間の『水道料金』について

1月から3月までの冬期間は積雪等により検針が困難なため、水道メーターの検針は行っておりません。

このため、1月から3月までの水道料金については、10月から12月までの3ヶ月分の平均使用水量を各月の使用量とみなし、料金を算定して請求させていただいております。なお、過不足が発生した場合は、4月以降に精算しております。冬期間における水道料金等のご不明な点については、企業団までお問い合わせください。何卒ご理解とご協力をお願い致します。

●水道の凍結について

冬期間の凍結による水道管の破損には、十分注意し

ましょう。

万が一水漏れがあった場合は、当企業団指定業者にて修理してください。

※凍結防止のための水の出しっ放しは、軽減対象にはなりませんのでご了承ください。

●水道使用の開始・中止について

水道の使用を開始・中止される場合、予定日の4～5日ほど前までに企業団までお問い合わせください。



■お問合せ

久吉ダム水道企業団 ☎48・2229

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ ～75歳以上の方にお知らせです～

●「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和3年8月1日～令和4年7月31日）の合算額が限度額（表）を超えた場合、超えた額が支給されます（500円以下の場合の対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になるとと思われる方はお問い合わせください。

所得区分	所得	自己負担限度額
現役並み所得Ⅲ	課税所得690万円以上	212万円
現役並み所得Ⅱ	課税所得380万円以上690万円未満の方	141万円
現役並み所得Ⅰ	課税所得145万円以上380万円未満の方	67万円
一般	住民税課税世帯の方	56万円
低所得Ⅱ	非課税世帯の方	31万円
低所得Ⅰ	非課税世帯で世帯員全員の所得が0円の方	19万円

自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
- ・本人確認書類（官公庁発行・発給の顔写真付き身分証明書）
- ・印鑑（認印）※申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要です。
- ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。（事前に提出した場合は不要です。）

※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、大鰐町へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険の加入歴と、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人が申請される場合は、登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）をお持ちください。

●「お薬代負担軽減のご案内」の送付について

ジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可能性がある方へ、「お薬代負担軽減のご案内」を2月下旬に送付し、どのくらい安くなるかお知らせします。ジェネリック医薬品の利用を希望する方は、医師や薬剤師にご相談ください。

●「医療費通知書」の送付について

被保険者のみなさまに医療費に対する認識と理解を深めていただくことを目的に、年1回、1年分の医療費を記載した「医療費通知書」を送付しています。

対象期間は令和4年1月から12月までの受診分ですが、医療機関からの診療情報は、審査支払機関による審査を受け、約2ヵ月後に広域連合へ提供されることから、「医療費通知書」がお手元に届くのは3月上旬になります。

なお、「医療費通知書」は、確定申告の医療費控除に利用できますが、前述の理由により確定申告の開始時期までにお届けすることができないため、申告をお急ぎの方は領収書でご対応くださるようお願いいたします。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）
青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017・721・3821

■後期高齢者医療保険料第8期納付期限は、令和5年2月28日（火）まで！

住民生活課（年金）だより

●「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されます

日本年金機構から、下記の対象者にあて「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されています。お手元に届きましたら、確定申告の際にご利用ください。

送付スケジュールは次の通りです。

発送時期	対象者
令和4年10月下旬から11月上旬にかけて	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和5年2月上旬（予定）	令和4年10月1日から令和4年12月31日までに国民年金保険料を納付された方（上記の対象者は除きます。）

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除として課税所得から控除されます。令和4年の控除の対象となるのは令和4年1月1日から令和4年12月31日に納められた保険料の全額です。対象期間中のお支払いであれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

なお、ご家族の負担すべき分を支払っている場合は、ご自身の分に加えその保険料についても控除が受けられます。申告の際に、受付職員へ資料としてご提示ください。

また、日本年金機構ホームページにおいて「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等について掲載されていますのでぜひご覧ください。また、同ホームページに、お問い合わせに対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設されていますのでぜひご利用ください。

ホームページ 日本年金機構 (<https://www.nenkin.go.jp/>)

相談ダイヤル 年金ダイヤル (0570・003・004)

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

日本年金機構弘前年金事務所 ☎27・1339（〒036-8538 弘前市大字外崎五丁目2番地6）

人権擁護委員を紹介します

令和5年1月1日付けで、神 隆文氏が新たに人権擁護委員に委嘱されましたのでご紹介します。

【人権擁護委員とは】

地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えの下、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動を無報酬で行っています。



じん たかふみ
神 隆文 委員

■お問合せ

住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

住民生活課窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参ください

「住民票」や「戸籍証明書」等を交付する際に、個人情報保護となりすましによる不正取得防止のため、窓口にお越しの方の本人確認を行っております。

本人確認書類がない場合は住民票等の交付をお断りしておりますので、窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参くださるようお願いいたします。

特に印鑑証明書は、「**印鑑登録証（カード）**」がなければ交付ができませんのでご注意ください。

●本人確認書類の例（有効期限内のものに限る）

顔写真が付いているもの ※いずれか1つを持参	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、旅券（パスポート）、障害者手帳
顔写真が付いていないもの ※いずれか2つを持参	健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、医療費受給資格証、年金手帳、年金証書、学生証、生活保護受給者証

●委任状が必要な場合

窓口に来る方が次に該当する場合、申請者（使う方）からの委任状が必要です。

住民票	申請者、申請者と同じ世帯以外の方 ※世帯分離をしているときは親子でも委任状が必要です。
戸籍謄抄本等	申請者、申請者の配偶者、申請者の直系親族（父母、祖父母、子、孫）以外の方
身分証明書	申請者以外の方
印鑑の登録	申請者以外の方 ※印鑑証明書は、印鑑登録証（カード）を提示すれば代理人でも委任状不要。

※委任状の用紙は、窓口でお渡ししているほか、町ホームページにも掲載しております。

●マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードの夜間窓口では、事前にご予約いただいた方のみ、顔写真の撮影から申請手続きまでを無料で行います。

【来庁予約はこちらから】

スマートフォン：



電話：55・6563（平日8時30分～17時）

【必要書類】申請書と本人確認書類

- ・申請書の再交付を行っておりますが、再交付には本人確認書類が必要です。
- ・申請書があれば、スマートフォン・パソコンから申請ができます。詳しくはこちら



■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

マイナンバーカードに関する手続きのための夜間窓口の開設について

夜間窓口は毎週木曜日（祝日等で閉庁日の場合は前日）に開設しています。

受付時間は、17時～19時となります。

手続きをご希望される方は、事前予約をしてください。

●インターネットからのご予約
スマートフォン・パソコン

受取予約



申請予約



町HP・「くらしの情報」↓「マイナンバー制度」↓「マイナンバーカード交付・申請来庁予約」↓「受取予約」又は「申請予約」へ

●お電話でのご予約

☎55・6563（平日8時30分～17時）

お手元に、住民生活課から送付されたハガキをご用意していただき、ご希望の日時を決めていただいて、お電話口でマイナンバーカード予約の件とお伝えください。

※予約は、約1か月先までの予約ができます。

※予約状況によりご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎55・6563（直通）

新議員のご紹介

昨年12月の町議会議員一般選挙で議員となられた方々に『町政に対する思い』などについて寄稿いただきましたので、ご紹介いたします。(紹介は議員番号順になります。)



みうら 三浦 議員
みちひろ 道広

私は仕事柄、農林業、観光業、商業の現場に長年に渡り携わってまいりました。その経験を生かし、町民の皆様のお役に立ちたいと思っております。

年配の方や子育て世代、未来を担う子供達まで、各世代が、住みやすい町、住んでよかったと思う町、そして、住んで暮らしてみたいと思える町を実現する為に、まずは町民の皆様のお声を直接聞かせていただきたいと思います。

また、自分の目で町をよく見て、町民の皆様のご生活環境をより良くしたいと考えています。

「人とお金が回る町」「誰もが安全に、安心して暮らせる町に」を基本理念として尽力してまいります。



たか 賀 議員
たかひこ 津彦 藤田

大鰐町には豊富な自然・文化財・温泉・スポーツ施設と観光、レジャーでお客様を呼び込む素材が沢山あります。

津軽十四市町村で構成する観光地域の強化を図り、SNSによる町の魅力を発信し国内外観光客の誘客を行います。

大鰐を元気に、活性化させたいという若い声をたくさん聴いていきます。

その方々と建設的な意見を交え、魅力ある住みやすい町づくりを目指し、町政をサポートしてまいります。

「観光」

県が奨励する韓国・台湾・香港からのインバウンド集客に加え、東南アジア、北欧からスキー場を中心とした滞在型の冬季集客。これに併せて町内WiFi、キャッシュレス対応の整備・改善。

「教育」

国際社会への対応力構築を目的とした多言語(英語・中国語・韓国語)の校外無償教育。

「企業雇用支援」

雇用人材不足の対策として、外国人技能実習生の斡旋。

「二〇二五年問題」

超高齢化社会となり医師・看護師不足の医療問題、介護施設人材不足による介護問題、医療費高騰などの対策として、住民を守るシステムの

構築。

以上の事を、時代に合った新しい考え方、先人観に捕らわれない考え方、一生懸命取り組む姿勢を持って四年間頑張つてまいります。今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。



たかはし 高橋 議員
たかひろ 浩二

この度また議員を務めさせていただける事になり、更に気持ちを引き締めてがんばります。これからも町民に寄り添い、声を聞き、行政に届けていきたいと思えます。

大鰐町はたった三〇年で人口が約七割も減つてしまうというデータがあります。この問題を解決するには大鰐町で暮らしたい、大鰐町で子育てしたい、大鰐町で起業したい等、人が大鰐町に「魅力」を感じていただく事も大事だと思います。でも、その魅力は私達議員だけではどうにもならず、役場がどうにかできるものでもなく、この町に住んでおられる皆様と共に磨いていくものだと思います。

子供達の声があちこちから聞こえる、そんな賑やかな大鰐町を目標に町民と役場と議会が上手く連携し様々な事を考え行動していければと思います。

今後とも皆様のご協力とご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。



やまや 山 議員
ひろこ 博子 山谷

一票の重みをかみしめ、町民の皆様へ想いを馳せながら抱負とさせていただきます。

言わずもがな、少子高齢化や核家族化、就業形態の変化などにより、私たちを取り巻く環境が大きく変化したばかりでなく、それに伴い社会の価値観も様変わりしてしまいました。私たちはどこに向かつて生きればいいのか。

どんな時代になったとしても、誰にも日々の暮らしがあり、そこには家庭、家族があります。生活者としての女性目線で、様々な提案改善をしていくことが、私が議員としてやるべきことと考えます。

仕事、家事、育児、介護というケアワークでは、女性の力はどんなに大きいことでしょうか。女性のエンパワメントを支援致します。

幸せづくりの仕掛け人として、また皆様の水先案内人として、町民の皆様と共に歩んでいきたいと思っております。

どうぞこれからもご指導ご鞭撻の程よろしくお願いたします。



すとう 須 議員
なほひと 尚人 藤

二期目を務めることになりました須藤尚人でございます。

昨年六月の大鰐町長選挙におきましては、当選を果たすことができませんでした。私の力不足をお詫びいたします。

私を誹謗中傷する怪文書や怪メール、様々な圧力にも負けず、大鰐町を愛する一町民として、大鰐町の為に自分はどうのように行動すべきか熟慮した結果、町議選への立候補を決意いたしました。

四期目の山田町政が、一部業者の利権に染まらず、公明正大に行われますように、町が少しでも元気になりますように、全力を尽くして頑張っていく覚悟ですので、皆様のご支援をよろしくお願いたします。



議員 富士子 竹内

町民の皆様の「町を愛する思い、町をもっとよくしたい」という純粋な思いに支えられました。

今後、先の見えない厳しい時代を迎えることが予想されており、そのような時であるからこそ、町民の皆様と力を合わせて、元気な町を作っていきたいと思えます。

今後の抱負として、
一、いじめ防止と解決に取り組みます。
二、除排雪、夏の雑草対策に取り組みます。

三、豊かな町（稼げる町）にするために、新しい仕事をつくり出します。農業の振興や新産業の創出、観光立町（スキー、温泉、商店街の活性化）等に取り組みます。

町民の皆様お一人おひとりの心に寄り添い、お声を聞き、お姿を拝見し、温もりある町、希望が持てる大鰐町の未来を実現するために、努力を続けてまいります。今後とも、ご支援ご指導、よろしくお願いいたします。



議員 一裕 前田

地域の声を行政に届け、安全・安心をさらに拡充することを目指していきます。

議会運営には、議員としての監視及び提言で臨んでいきます。

町政運営には、「是々非々」で協力して臨んでいきます。

今後とも、ご支援のほどよろしくお願ひします。



議員 繁勝 内海

現在大鰐町が抱えている最大の課題は著しい人口の減少であり、町の活力や活気がなくなるのみならず、町経済の喪失や町全体の衰退を招き、このまま何の対策も講じなければ、やがて大鰐町の存亡にかかわることになり兼ねません。

私は以前町議員の在任中、旧大鰐高校の広大な運動場の取得について「青森県総務部行政経営管理課」と直接折衝し、その結果一万三千坪の用地を山田町長の英断で一五〇万円、坪単価一五五円という破格な価格で町が取得しております。将来この土地を他に類を見ない様々な付加価値を付けた宅地に造成し、これを

極めて低廉な価格で売り出して、他から人を呼び込む政策を進めるべきと考えます。
さらに旧校舎を青森県から無償で譲り受け、これを「国の廃校活用事業補助制度」に乗せて学生寮に改築して、多くの大学生を呼び込み住民登録して町で生活していただき、町の活性化政策に参画していただくなど、遠大な構想を、町長初め町職員や議員らと力を合わせて、ぜひ実現に向けて努力したいと考えています。



議員 市雄 幸山

この度十一期の議席であります。これまでの経験を生かし、自分の主張、行動を積極的に議会活動を実践して参ります。

まず災害に強い町づくりの防災対策、除排雪の対策、商業振興、観光、農業生産基盤の整備、少子高齢化、福祉対策の充実のため活動してまいります。

「大鰐病院」町立診療所の整備工事が三月下旬に完成する見通しで、順調にいけば夏場に開所になりそうです。さらには、「役場庁舎」について5年度から本格的に始めることを明らかにしております。町民共に大いに期待したいと思っております。

大鰐だから出来る、湯を活用したロードヒーティング（消雪）な

ど「大鰐温泉街の環境整備」を図ります。
多くの町民の皆さんが幸せになる、地域が良くなるよう努め、町民の力になります。



議員 和文 秋田

首長の行政執行を厳しく監視する事こそが、議会に課せられた任務の眼目と考えます。

従って、町民の代表として町政をしっかりと注視することに努めます。

初当選以来、一貫する政治姿勢として、常に大衆の側に立った議員活動を堅持していきます。

また、六人に一人といわれる「子どもの貧困」問題に取り組み、我が町のすべての子供が同じスタートラインに立つて競争しあえる社会を目指します。これこそが、子育てしやすい町に繋がっていくものと考えます。

我が憲法が高らかに謳う「人間の平等」、この理念が町政の隅々まで行き渡り、生かされるように頑張ります。

保護司を募集しています

「保護司」とは

保護司は、民間のボランティアですが、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

保護司の仕事は、罪を犯した人たちの立ち直りを地域で支える活動です。罪を犯した人々が社会復帰できるような保護観察を行うほか、住居や就職先などの居住環境の調整及び相談並びに青少年の非行防止などの啓発活動を行います。

■お問合せ 青森保護観察所

(〒030-0861 青森市長島1丁目3番25号 青森法務総合庁舎)

☎017-776-6419

募集中!

一般質問

12月

定例町議会

議員 高橋浩二 議員
議員 富士子 議員
議員 内辺久一 議員
議員 竹渡前 議員

5名登壇

- ①健康寿命の延伸対策について
- ②新産業の創出について



竹内 富士子 議員

問

①コロナ禍での行動自粛による健康寿命への影響及び運動不足への対策について次の点を伺う。

(一) コロナ禍での行動自粛による健康寿命への影響について健康寿命にどの程度の影響を与えたか、調査は実施しているのか。

(二) コロナ禍による運動不足への対策について具体的な対策は考えているのか。

答

① (町長)

(一) コロナ禍の外出自粛と健康寿命の関係を調査するためには、一定の期間と高度な専門知識が必要であるため、町が単独で調査することは困難であると考えます。

(二) 外出自粛により、町民の運動不足が懸念されるが、感染拡大防止の観点から、集団での運動は難しいため、

自宅で自主的に、意識してからだを動かす習慣を身に付けることが重要である。町では、健康鑑定団で骨密度や体組成を測定した後に運動に関する保健指導を行ったり、健康の日には、意識して運動するよう町内放送で呼びかけを行っている。また、高齢者を対象とした介護予防教室においては、自宅でできるような軽い運動も取り入れながら実施している。今後も、健康教育の機会は少ないことが予想されるが、自宅でもできる体操を紹介するなど、健康づくり意識の向上を図りたい。

問

②若年層が定住できるような新産業の創出について、商工業における新産業の創出・誘致活動等についての進捗を伺う。

答

② (町長)

企業を誘致することが、新たな雇用の創出や地域産業の形成、町税の増収、人口の増加など、町の持続的発展に繋がる重要な施策であると理解している。町の情報発信の取組として、「青森県産業立地ガイド」という県のホームページに八幡館農工団地の情報を掲載しており、令和二年度に一件売却となった。今後も積極的な企業誘致を進め、新たな雇用の確保はもとより、新しい地域産業の創出にも貢献いただける企業の確保に努める。

また、今年度は、空き家・空き店舗の解消と、まちなかの活性化を図ることを目的に、空き店舗等を活用し、起業した方に対し、店舗改修に係る費用を助成する取組を行っている。この助成を受けて起業した店舗が二店舗あり、活性化に繋がっているものと思われる。今後も、企業誘致や商店街の活性化を積極的に推進する。

①子宮頸がんワクチンについて



渡辺 久一郎 議員

問

①子宮頸がんの発症予防を目的としたワクチンの接種について、令和四年四月より定期接種対象者への積極的勧奨が九年ぶりに再会された。

本町の積極的勧奨再開に伴う対応と現状について伺う。

(一) 定期接種対象者およびキャッチアップ対象者への周知はいつどのように行われたか。

(二) 今年度直近までの接種率はどのようになっているか。また、町民の反響はいかがか。

(三) 九価HPVワクチンの効果と安全性について。

(四) 九価HPVワクチンの定期接種化に伴う町の対応、対象となる方への周知方法について。

答

① (町長)

HPVワクチンは、平成二十五年六月から、積極的な勧奨を一時的に差し控えていたが、令和四年四月から、ほかの定期接種と同様に、個別の勧奨を行なった。また、平成九年度から平成十七年度生まれまでの女性のうち、定期接種を逃した方のために、改めて接種の機会を提供する、キャッチアップ接種を行なった。

(一) 定期接種対象者には令和四年三月末に、キャッチアップ接種対象者には令和四年四月末に、通知文とリー

フレットを個別に送付している。

(二) 今年度、接種を開始した方の割合は、十月末時点で定期接種対象者が三・六パーセント、キャッチアップ接種対象者が六・八パーセントとなっており、接種を見合わせている方が多いように思われる。

(三) 厚生労働省によると、九価HPVワクチンは、九種類のウイルスの感染を防ぐことができるため、二価・四価HPVワクチンよりも高い効果が期待されている。

(四) 現在、国で議論されているところであり、進捗状況に応じて、適宜自治体向けの説明会が開催され、情報提供が行われる予定なので、対象者への周知など、しっかりと対応したいと考えている。

① 防災避難所について

② 冬期間の除排雪について

③ 大鰐町役場の耐震率について

④ 大鰐町消防団分団活動費について



前田 一裕 議員

問

① 大鰐町防災マップの大鰐町避難所・避難場所一覧の中で、洪水に対する災害時の対象外施設の地域への対策はどのように計画しているのか伺う。

答

① (町長)

避難行動が必要な災害が発生若しくは切迫しているときは、防災行政無線等により、町が指定する避難所への避難を呼びかけている。本町の地形上、浸水想定区域等のため洪水時の避難所として指定していない施設も多く、高台の大鰐小学校のほか、洪水時の避難所として指定していないが、鉄筋コンクリート構造で垂直避難が可能であり、避難者の受け入れ対応がしやすい中央公民館や総合福祉センターを避難所として開設することが多い現状である。洪水時の指定避難所がない地域や、安全の確保が困難な場所に住んでいる方は、防災マップを活用のうえ、

ほかの指定避難所への避難や、安全な親戚や知人宅などに避難することも普段から考えてほしいと思う。

今後も災害時に必要な情報を、町ホームページをはじめ防災行政無線や防災あじやらメールを使用して、町民の皆様へ情報提供したいと考えている。

問

② 冬期間の除排雪について、一人暮らし等の体力弱者の家の入り口前の残雪、寄せていった雪について行政として、特別除雪で対応できないかを伺う。

答

② (町長)

体力弱者に対し、除雪車による玄関間口への置き雪が、重要課題であると認識している。

高齢者や身体障害者世帯へは、可能な限りブレードの角度を調整しながら、玄関間口に雪が入らないように対する対応は可能であるが、間口部分で減速するため除雪作業に時間を要し、通勤通学時間帯の交通確保に支障を来す恐れもある。

今後も、間口の置き雪処理は、基本的には地域の皆様へ御協力をお願いす

るが、置き雪処理が困難な世帯には適宜対応し、高齢者等に優しい除雪を指します。

問

③大鰐町役場庁舎耐震率等について、次の点を伺う。

(一) 新聞に掲載された大鰐町役場庁舎耐震率〇パーセントの報道は、事実か。

(二) 町施設整備計画に庁舎建て替えも予定されているが、計画の見直し等は予定されているかを伺う。

答

③ (町長)

(一) 「耐震率〇パーセントの報道」は、令和三年十一月に実施された「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」の調査結果が、消防庁から公表されたもので事実です。

「耐震率」とは、各市町村が所管する防災拠点となる庁舎の、全棟数に対する耐震化済の棟数の割合のことであり、本町では、防災拠点となる庁舎は役場庁舎一棟のみであり、耐震化未実施のため、「耐震率〇パーセント」と報道された。

(二) 「大鰐町公共施設個別施設計画」

は、公共施設の長寿命化を見据えた整備時期、費用等を示しており、役場庁舎については令和四年度と五年度に建替えという事で計画していた。

町立診療所の完成時期が計画より遅くなったため、新庁舎の整備は来年度から本格的に取り組みます。

問

④地区各消防団の活動に対する活動費(補助金または助成金)

を支給するべきと思うが、町の対応を伺う。

答

④ (町長)

消防団の処遇改善のため、令和四年三月に大鰐町消防団条例を改正し、本年四月からの団員報酬を、国の示す基準に準じて大幅に引き上げたところである。

また、消防団の活動に必要な備品等は、町が予算措置している。現時点では、分団活動費を予定していないが、分団活動費の必要性も含め、活動に必要な備品等について、消防団と協議しながら充足を図る。

①移住定住と企業誘致について



高橋 浩二 議員

問

①移住定住と企業誘致について次の点を伺う。

(一) 若い世代が大鰐に住みたいのに家を建てたいと思える土地がないという声が結構聞かれる。空き家、空き地はあるが、人の土地なので、使えるようにするにはいろんな問題もあり、簡単には進まないという話を聞いています。町が宅地造成をし、若い世代に住んでもらうために、実行してみてもうか。

(二) 定住してもらうためにはやはり働く企業が近くにあるのか、という問題が浮上してきます。自治体ではよく企業誘致とは言いますが、町では企業誘致に関する企業からの問合せは年間何件ほどあり、土地をどれだけ用意できているのか。

今の現状と今後のビジョン、そして具体的な計画があるのであれば聞きたい。

答

① (町長)

町の居住区域の線引きとして、市街化区域がある。その区域において、個人及び民間事業者により、大鰐温泉駅裏地区などの宅地造成が進められてきた。

(一) 宅地造成について、現在町においては具体的な造成計画は策定していない。「空地・空き家」問題で、将来的に人口減少による市街化区域の空洞化が危惧される。その一方で、それぞれの地区の特性に応じて、一体的に良好な環境を整備・開発することを目的とする、民間事業者からの地区計画制度の利用もあるので、慎重に判断しながら人口減少対策を推進する。

(二) 企業誘致の近年町への問い合わせ件数は、令和二年度、三年度ともに二件ずつとなっている。令和二年度二件のうちの一件は、売却に結びついた案件で、倉庫業を営む企業を誘致している。分譲中の土地は、八幡館地区にあり、「青森県産業立地ガイド」という県のホームページに掲載し案内している。売却に向け、積極的な企業誘致を進め、若者の雇用の場を確保していきたいと考えている。今後は、民間

企業からの問い合わせ等を踏まえ、開
発可能な土地情報を整理しながら用地
確保の可能性を探り、企業誘致を推進
していきたい。

①新型コロナウイルスによる不登校増
加について

②民生委員への費用弁償について



山谷 博子 議員

問 ①県教育委員会の発表（令和四
年十月二十七日）では、令和
三年度に県内の公立小中高校で三十
日以上欠席した不登校の児童生徒が
二千九十三人で、過去十年間で最多
だったとのこと。青森県は、児童生徒数
が減少傾向にあるものの不登校が増加す
る深刻な状況にあることがわかった。
背景には新型コロナウイルスの影響
がうかがえると文科省は分析している
が次の点を伺う。
（一）大鰐町の小中学校での現状は
どうなのか。増えているのか。

（二）増えているとしたら、どのよ
うな対策をしているのか、あるいは現
在しているのか。

（三）また、増えている原因をどの
ように考えているのか。町の考えは。

答

①（教育長）

県教育委員会が発表した調査
は、文部科学省が調査した「令和三年
度児童生徒の問題行動・不登校等生徒
指導上の諸課題に関する調査」の結果
です。

（一）同調査で回答した本町の小中
学校の不登校の児童生徒の状況は、令
和二年度と比べると具体的な人数はお
答えできないが、増えている。

（二）対策ですが、児童生徒の悩み
などを把握するため、定期的にアン
ケートを実施するとともに、職員との
面談や保護者を交えた面談を実施して
いる。更に希望があればスクールカウ
ンセラーなどと相談できる体制をとっ
ている。

（三）不登校が増えている要因につ
いて、町では新型コロナウイルス感染
症以外の要因と回答している。ただ、
新型コロナウイルス感染症の影響によ

り、学級閉鎖や出校停止など、学校を
休む機会が増えており、「登校しづり」
が増えてきたように感じると、学校現
場から聞いている。よって影響は少な
からずあると考えている。

今後は、ウィズコロナ時代に対応す
るための教育活動を学校と連携しなが
ら進め、この課題に対応していきたい。

問

②一人暮らしの高齢者が増えて
いることにより、民生委員の見
守りや訪問活動が増え、皆様御苦労さ
れているように見受けられる。私の知
る限りでは、月額六千七百円くらいだ
と思っていたが、この金額は高いと思
われるのか、安いと思われるのか、ま
た適正だと思われるのか。

答

②（町長）

県において活動費の単価が決め
られ、令和四年度は、一人当たり年額
五万四千八百円が町に交付されてお
り、支給している。

活動費についてどう考えているかと
いう質問ですが、民生委員から意見や
要望などはないため、不足していない
ものと認識している。

**令和5年度の交通災害共済
（1日1円保険）の受付が始
まります**

2月1日（水）から、令和4年度
の交通災害共済の加入手続きの受付
を役場住民生活課③番窓口で開始
します。交通災害共済とは、年間
350円の掛け金で、全国どこで起
きた交通事故でも、災害の程度に応
じて見舞金をお支払いする制度です。
ぜひ、家族そろって加入しましょう。
共済期間は4月1日から翌年3月31日
となります。

なお、各地域で団体加入をされる
方は、取りまとめの方へ3月までに
加入申し込みを行ってください。団
体加入の方は、役場において個人加
入のお手続きは不要となります。
大鰐町の小中学生や保育園・幼稚園
に通っている学童については、学校
等でお申し込みください。

■お問合せ 住民生活課③番窓口
☎ 55・5563（直通）

令和4年度全国統一防火標語

お出かけは

マスク戸締り 火の用心



雪片付けや雪下ろしに気をつけて!

二十四節気で2月4日は「立春」、2月19日は「雨水」と春に近づいてはいますが、雪の晴れ間に雪片付けや雪下ろしにと精を出しているのではないのでしょうか。

しかし、この雪片付けや雪下ろしによる事故が後を絶ちません。次のことに十分注意しましょう。

- ①屋根雪を下す時は身体にロープを結び、もう片方のロープを雪止め等に結び落ちないようにする。
- ②「はしご」が動かないようしっかりと押さえてもらってから「はしご」に上る。
- ③雪が積もった屋根の下で子どもを遊ばせない。
- ④除雪機に雪が詰まった時は、必ずエンジンを止めてから詰まった雪を取り除く。
- ⑤火事を消す時に使う防火水槽や消火栓の周りに雪を捨てないこと。



油流出事故にご注意ください!!

灯油等の流出事故が多く発生しています。側溝等に流れ出すと河川へ流出し、重大な環境汚染を引き起こし、「水道や農業用水が取水できない」、「魚がへい死する」などの人々の生活や動植物に多大な影響を与える恐れがあります。

【流出事故を防ぐために】

家庭では…

- ホームタンクなどから灯油を小分けする時は、絶対にその場を離れないようにしましょう。
- ホームタンクは安定した場所に設置し転倒防止を行ってください。
- 配管やタンクの定期点検に努め、バルブの閉め忘れに注意しましょう。

●冬期間は、屋根からの落雪による配管の破損・脱落や、ホームタンクの転倒に注意しましょう。また、除雪による配管の破損にも気をつけてください。

事業所では…

- 油をタンクへ補給するときは、吹きこぼしや、オーバーフローに注意しましょう。
- タンク周囲の流出防止対策（防油堤など）や配管に異常がないか定期的に確認しましょう。
- 油の在庫を定期的に確認し、平時より減りが早くないか注意してください。
- 廃油は専門業者に委託するなど適正処分してください。
- 冬期間は、**屋根からの落雪による配管の破損・脱落**や、**除雪による配管の破損**に細心の注意を払ってください。

冬期間の対策…

- 降雪前に除雪作業の支障となる物件について把握しておく。
- タンクや突出している配管が屋外にある場合は、冬期間（降雪前）に目印をつけたり、損傷防止措置をする。
- 日頃から、施設の定期点検を実施する。

事故が発生したら…

- ①発生源の流出防止対策を講じる（至急、消防署・市町村等に連絡）
- ②敷地外に流出しないよう、土のう等で防止対策を講じる
- ③敷地内外に流出した物質を回収・除去

■大鰐町内の火災・救急発生状況

(令和4年12月末累計)

	令和4年	前年比
火災	2件	±0件
救急	427件	+93件



特殊詐欺の被害をなくそう！

【宅配便で現金を送ることはできません！】

●青森県内の特殊詐欺発生状況（令和4年末暫定値）

認知件数は39件（前年比－6件）、被害金額は約2億8,607万円（前年比＋約2億1,023万円）未然防止件数は57件（前年比－15件）。

今回は、昨年多発した老人ホーム入居に関するトラブル回避名目の詐欺についてご紹介します。全国的に被害が拡大している手口ですので警戒心を持って詐欺の被害に遭わないために対策をしましょう。

●トラブル回避名目の詐欺

ノムラホームやダイワホームズの社員を名乗る者から「グループホームに入居する権利が当選しました。」「入居しないのであれば、他の人に権利を譲ってください。」という電話があり、了承すると…

別の者から電話がきて「名義貸しは犯罪になります。」「500万円払えば解決することができます。」「宅配便で現金を送ってください。」等と言われ、多額の現金をだまし取られる手口の詐欺です。

「犯罪になる」「裁判になる」「お金を送って」
は詐欺のキーワード!!

被害に遭われた方の多くは「自分はだまされない」と思い込んでいます。電話やメールによるお金の話は、詐欺の可能性が高いです。一人で対応せず、必ず家族や友人、警察に相談してください。

●青森県警察防犯アプリ「まもリン」運用中！

青森県警察では、青森県警察防犯アプリ「まもリン」を運用しています。みなさんの身近で発生する事件の情報や、子どもや女性を対象とする事案の情報などを提供しています。ダウンロードは無料です。

運転免許センターにおける金曜日の取扱業務の変更について

青森県運転免許センターでは、試行的に令和5年2月1日から、**毎週金曜日は次の業務を行いませんので誤りのないようお願いします。**

- ①運転免許証の更新 ②運転免許証の再交付 ③国外運転免許証の申請、運転経歴証明書の申請 ④失効受

験、特定取消処分者受験

令和5年4月1日からは、上記の運用を完全実施予定ですので、取扱日以外にご来庁いただいても対応できませんので、その点、ご理解をお願いします。

取扱業務	試行期間の取扱日
運転免許証の更新	月～木曜日、日曜日
運転免許証の再交付	月～木曜日
運転経歴証明書の交付申請	月～木曜日
運転経歴証明書の再交付申請	月～木曜日
国外運転免許証の申請	月～木曜日
失効受験、特定取消処分者受験	月～木曜日

※弘前、八戸、むつ試験場や各警察署の受付に変更はありません。

■お問合せ

青森県運転免許センター ☎017・782・0081

違法駐車はやめましょう

県内では降雪期を迎え、積雪により交通事故や渋滞の発生が懸念されます。違法駐車は事故や渋滞の原因となるばかりでなく、救急車などの緊急自動車の通行を妨げたり、除排雪作業の妨害となるなど、県民生活に大きな影響を及ぼします。ドライバーの皆さん自身がルールを守ることはもちろん、事業者の方が駐車場を確保するなど「違法駐車をしない、させない環境作り」をすることで、違法駐車をなくしましょう。

ご存じですか、放置違反金制度

●放置違反金制度とは

放置駐車違反をした運転者に対して責任追及ができないときは、公安委員会が放置車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができるという制度です。

●車両の使用者とは

運行を支配し、管理する者をいい、通常は自動車車検証の使用者欄に記載された方をいいます。

●車検拒否について

放置違反金が納付されないときは、督促状によって督促を行います。督促を受けた方は、納付が確認されるまで車検を受けることができません。

■掲載記事に関するお問合せ

黒石警察署 ☎52・2311

黒石警察署大鰐交番 ☎48・2241



2月のおすすめレシピは・・・

カリフラワーの カレースープ



材料名	分量（4人分）
カリフラワー	240g
にんじん	160g
小松菜	160g
トマト	280g
お湯（ゆで用）	適量
水	適量
小麦粉	適量
オリーブオイル	小さじ1
カレー粉	小さじ1
水	600ml
コンソメ	1個（5g）
塩	少々
こしょう	少々

◆作り方

- ①カリフラワーは食べやすい大きさに切り分ける。にんじんとトマトは乱切りにする。小松菜は5cm幅に切る。
- ②沸騰したお湯に、水で溶いた小麦粉を加え、約2分カリフラワーをゆでる。
- ③鍋でオリーブオイルをあたため、カリフラワー、にんじん、小松菜を入れ、弱火～中火で5分ほど炒める。
- ④カレー粉を加えて1分ほど炒めたら、トマトを加えてさっと炒める。
- ⑤水とコンソメを加え、にんじんに竹串がすっと入るまで煮る。
- ⑥塩、こしょうで味を調える。

★気になる栄養価（1人分）は？

エネルギー /23kcal、たんぱく質 /0.7g、脂質 /1.2g、炭水化物 /2.8g、食塩相当量 /0.6g

★レシピのポイント！

カリフラワーをゆでるとき、小麦粉を水で溶いたものをお湯に加えると、白くふっくらと仕上がります。吹きこぼれないように注意してください。

■レシピに関するお問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

～今月の栄養コラム～

カリフラワーに含まれるビタミンCは、免疫機能低下の原因の1つである活性酸素の発生を抑えたり、取り除くはたらきをします。また基本的にビタミンCは熱によって壊れやすいですが、カリフラワーに含まれるビタミンCは加熱による損失が少ないです。寒暖差や睡眠不足、疲労などによるストレスを強く感じている人は、ビタミンCを多く消費するため、積極的に摂りましょう。

イソチオシアネートは辛味やツンとした香りのもとになっている成分で、がんや動脈硬化の予防、免疫機能を高める効果が期待されています。大根、わさび、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、チンゲン菜など、アブラナ科の野菜にイソチオシアネートのもとが含まれています。これらの野菜を切る・すりおろす・噛むなどによって細胞を壊すことで、イソチオシアネートに変化します。よく噛んで食べましょう。



行事予報



2月

■天候等による日程の変更にご注意ください

1日(水)～28日(火) ○おおわにアート列車 ※イルミネーションの点灯は、土日祝日の運行のみ。

3月

14日(火) ●大鰐中学校卒業証書授与式

17日(金) ●大鰐小学校卒業証書授与式

◎『広報おおわに』に掲載の各種催しについて

本誌に掲載した各種催し・教室等について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、中止や延期、変更となる場合がありますので、ご了承ください。

■12月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

- ・阿部 ^{ひな} 雛 (大鰐10)
- ・杉浦 ^{いと} 紘 (八幡館)
- ・原田 ^{えい} 瑛 ^す 守 (大鰐7C)



大鰐町の人口と世帯数 令和4年12月末日現在

人口	8,688人
前月比	-15人
男	4,001人
女	4,687人
平均年齢	56.7歳
世帯数	4,115世帯
前月比	±0世帯

おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- ・坂本 忠治郎 (89歳) 大鰐5A
- ・神 進 (74歳) 大鰐6B
- ・山内 キミエ (97歳) 早瀬野
- ・山口 敏 範 (72歳) 虹貝
- ・樋口 登紀子 (62歳) 蔵館5B
- ・工藤 清 治 (91歳) 蔵館4
- ・小竹 洋 子 (87歳) 唐牛
- ・藤本 ハツエ (91歳) 九十九森
- ・木田 哲 郎 (94歳) 三ツ目内B
- ・吹田 セ ツ (83歳) 駒木
- ・山中 久 衛 (94歳) 折紙
- ・富山 正 蔵 (89歳) 蔵館8
- ・工藤 チ セ (84歳) 三ツ目内B
- ・成田 実 (79歳) 蔵館5B

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

弘前税務署からのお知らせ

申告書作成会場では、ご自宅からと同様に原則ご自身のスマホにより、ご自分で申告書等を作成していただきます。

【所得税・消費税・贈与税確定申告書作成会場の開設】

●開設場所 弘前市立観光館1階多目的ホール（弘前市大字下白銀町2-1）

●開設期間 令和5年2月14日（火）～3月15日（水）《土、日、祝日を除く》

●開設時間 9時～16時

●おねがい 同会場の駐車台数には限りがありますので、来場の際は公共交通機関をご利用ください。なお、駐車料金は有料です。※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場での当日配付又はLINEによるオンラインでの事前発行となります。

弘前税務署個人課税第一部門（弘前市大字本町2-2）

☎32・03331（代表）
（自動音声「2」番を選択してください。）

自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度のお知らせ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方が、これらの手帳の交付を受けてい

る方の生業、通院、通学などのために自動車を利用している場合で、その障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときは、申請により自動車税（種別割・環境性能割）の減免を受けることができます。

詳しくは中津地域県民局県税部までお問い合わせください。

※軽自動車税（種別割）については、市町村の税務担当課にお問い合わせください。

中津地域県民局県税部納税管理課
☎32・4341（直通）

「解決の糸口を見つけに行こう！」相談会

市町村と連携して生活再建相談事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門スタッフや弁護士がお金や暮らしに関する悩みなどについて、丁寧に聴き取りし、一緒に解決の糸口を見つけます。

●日時 令和5年3月4日（土）10時～16時

●場所 弘前市民文化交流館多世代交流室A、B（ヒロコ3F）

●対象の相談 ①お金の問題（多重債務問題など） ②遺産相続 ③不動産売買 ④税金等公共料金の滞納 ⑤DV・離婚問題 ⑥その他くらしに関する悩み事

●相談料 無料。ただし事前予約が必要。

消費者信用生活協同組合弘前事務所
☎0120・102・354（予約先）

家畜（鶏含む）飼養者の皆様へ

【令和5年定期報告の時期になりました】

平成23年度に、家畜伝染病予防法の一部が改正され、家畜（鶏を含む）飼養者は毎年定期報告することが義務付けられました。次の家畜の飼養者は忘れずに報告するようお願いいたします。

●報告対象

- ①鶏（青森シャモロック、比内地鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏、金八など含む）、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう
- ②鳥類以外（牛、馬、豚、山羊、めん羊、いのしし、鹿）

●報告内容 令和5年2月1日時点の頭羽数

●報告様式 「定期報告書」様式は大鰐町役場農林課窓口で配布します。

つがる家畜保健衛生所ホームページにも掲載しています。ホームページアドレスは左記のとおり。

●提出方法 大鰐町役場農林課まで郵送または持参してください。

●報告期日 令和5年2月24日（金）まで

中津地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所
☎0173・42・2276
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/tsu-ka-ho/tsu-ka-ho-HP.html

大鰐町農林課 ☎55・6574（直通）

令和5年度申込受付中 「奨学金制度」のお知らせ

大鰐町では、経済的な理由で修学が困難な方を対象に『奨学金制度』を実施しております。

『奨学金制度』の申込書類は、学務生涯学習課（中央公民館内）に備えておりますので、どうぞご利用ください。

1. 奨学金の額

①高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程の生徒
月額10,000円

②大学（専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学、専門職短期大学を含む）又は専修学校の専門課程の学生
月額30,000円

2. 貸与の期間

奨学金を貸与する期間は、入学する学校の正規の修業期間です。なお、引き続き上級学校へ入学した際は、その正規の修業期間を貸与の期間として継続できます。

3. 奨学金の返済

学校卒業後1年間を据え置いて、15年以内（貸与の期間が4年以内のときは、10年以内）の半年賦、又は年賦で返済。

4. 申込期限（書類提出期限）

令和5年3月27日（月）
聞教育委員会学務生涯学習課（中央公民館内）☎48・3201

第一一五回俳句箱入選句

令和四年十月～令和四年十二月

●投句数

小・中学生の部 一〇七句
 高校・一般の部 五二句
 合 計 一五九句

優秀賞

●小・中学生の部

冬ぐつを早くはきたい雪ふって 大鰐小学校 二年 葛西 咲乃
 じゅぎょうちゆうゆきふりはじめはつゆきだ 大鰐小学校 三年 對馬 美羽
 雪あそびめがねがくもるたいへんだ 大鰐小学校 四年 平田 侑李
 転がして大きくなつた雪だるま 大鰐小学校 五年 成田 燈正
 冬支度玄関先にジャンパーを 大鰐小学校 五年 葛西 日彩
 雪だるまころんところがる失敗だ 大鰐小学校 五年 下山 凜久
 こたつ出し手伝いなさいとお母さん 大鰐小学校 六年 山田ひなた
 寒くなりはく息白い雪女 大鰐小学校 六年 菊池 夏帆
 雪だるま私の手ぶくろ貸したげる 大鰐小学校 六年 菅原 詩
 弟と転がすふたごのゆきだるま 大鰐小学校 六年 原子 真梨

●高校・一般の部

湯煙の奥に山霧重なりて 葛城市 山本 栄子
 車窓より見ゆる林檎のたわわかな 府中市 江田 暁子
 正午時の「おおシーハイル」スキー郷 五所川原市 葛西秋遊子
 離れ住む子等に林檎を今年また 大鰐町 五十嵐陽子
 福寿草蒼三つの小鉢買ふ 大鰐町 鎮目志保子

自衛官採用試験のご案内

募集種目	資格	受付期間	試験日
予備自衛官補 (一般)	18歳以上34歳未満の者	令和5年1月10日 ～ 令和5年4月6日	令和5年4月8日 ～ 令和5年4月23日 ※いずれか1日を指定 されます
予備自衛官補 (技能)	18歳以上で採用要綱に記載された国家資格を有する者	令和5年1月10日 ～ 令和5年4月6日	令和5年4月8日 ～ 令和5年4月23日 ※いずれか1日を指定 されます
医科・歯科幹部	医師・歯科医師の免許取得者	令和5年2月1日 ～ 令和5年6月8日	令和5年6月23日

■受験等についてのお問合せ

自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所

☎27・3871 (〒036・8093 弘前市城東中央3丁目9-19)

大鰐町オリジナル記念ファイルを作りました！

住民生活課では、婚姻届と出生届を窓口提出していただいた方へ、コピーした届書に提出した日付入りのオリジナルスタンプを押して記念にお渡ししています。

今回、お渡ししている届書を入れるオリジナル記念ファイルを作りました！

記念ファイルは、四季折々の町のイベント、特産品、建物などを可愛らしいイラストにしてデザインしていて、A3サイズの婚姻届・出生届を見開きでファイルに収納でき、窓口提出の記念にお持ち帰りいただけます。

▶見開きファイルイメージ（大きさはA3サイズ）



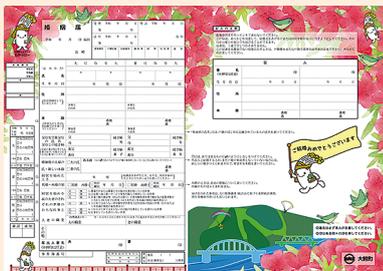
大鰐町オリジナルの婚姻届・出生届もありますので、記念にぜひお使いください（下にイメージ掲載）。

オリジナル届書は大鰐町以外の市区町村にも提出できます。

出生届は事前に出産する病院へお渡しください。

窓口提出の方限定でオリジナルスタンプを押しています（スタンプはイメージです）。「みほん」部分には日付が入ります。丸印は桃色、角印は青色になります。

【婚姻届】



【出生届】



オリジナル婚姻届・出生届は町ホームページからダウンロードできるほか（必ずA3サイズで印刷してください）、住民生活課（戸籍住民係）窓口でも受け取りできます。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎ 55・6563（直通）

●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>

今月の表紙

1月13日、鰐 come の入浴者数が300万人に到達しました。

記念の300万人目となったのは、鶴田町からきた棟方さん夫婦です。

棟方さんは、毎年りんご作業が落ち着くと鰐 come へ入浴するため来町するそうです。



広報おおわに No.733

令和5年2月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0292
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3

TEL 48・2111

FAX 47・6742

H P <http://www.town.owani.lg.jp/>

発行部数 4,100部



湯の郷・雪の郷・りんごの郷

大鰐町



大鰐町HPへ
ジャンプします